

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月30日

【会社名】 株式会社クロスフォー

【英訳名】 Crossfor Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土橋 秀位

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市国母七丁目11番4号

【電話番号】 057-008-9640

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 毅

【最寄りの連絡場所】 山梨県甲府市国母七丁目11番4号

【電話番号】 057-008-9640（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年10月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年10月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金0円75銭

総額12,710,190円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年10月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定並びに監査役会及び監査役に
関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役として、土橋秀位、内藤彰彦、山口毅、井上輝男の4名を選任するものであります。なお、井上輝男は
社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、米光信彦、村田真一、大野崇の3名を選任するものであります。なお、村田
真一、大野崇は社外取締役であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000
千円以内）に設定する。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の
使用人分給与は含まないとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額70,000千円以内に設定するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額及び内容 決定の件

2020年10月23日開催の第33期定時株主総会において承認され現在に至っている、報酬内容（年額30,000千円以
内）を監査等委員設置会社への移行に伴い第5号議案でご承認いただいた取締役の報酬額とは別枠として、同一
内容、本制度の対象者を取締役（社外取締役を除く。）から取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除
く。）に変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	110,658	938	0	(注)1	可決 99.16
第2号議案 定款一部変更の件	110,717	889	0	(注)2	可決 99.20
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件 土橋秀位 内藤彰彦 山口毅 井上輝男	110,556 110,657 110,667 110,329	1,029 928 918 1,256	0	(注)3	可決 99.08 99.17 99.18 98.87
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件 米光信彦 村田真一 大野崇	110,578 110,689 110,693	1,028 917 913	0	(注)3	可決 99.08 99.18 99.18
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	110,110	1,496	0	(注)1	可決 98.66
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	110,105	1,501	0	(注)1	可決 98.66
第7号議案 取締役(監査等委員 である取締役、社外 取締役を除く。)に 対する譲渡制限付株 式報酬額及び内容決 定の件	110,120	1,483	0	(注)1	可決 98.67

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。